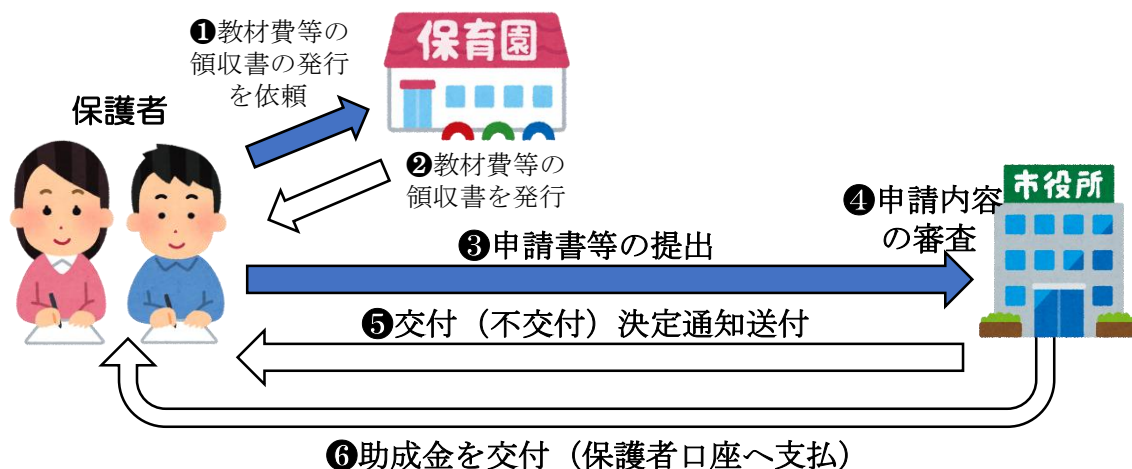


保育所等に支払うべき教材費等の一部を助成する 教材費等助成金交付のお知らせ

保育料とは別に、子どもさんが利用する保育所等への支払いが必要な教材費等に対してその一部を助成いたします。

助成金交付をご希望の場合は、このお知らせをお読みいただき、申請書や必要書類を市役所こども未来課に提出してください。

助成金の交付を希望する方は、申請書などの提出が必要です！



1. 助成の対象となる方

■本市に住所を有する保護者で次の①②③どちらかに該当する方です。

①小中学校の就学援助制度に該当している世帯

②令和2年度（令和元年分）の所得が生活保護法の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の方

【目安として】

・児童扶養手当を受給している方 ・市民税非課税世帯の方 など

※目安であり、所得状況によっては対象とならない場合があります。

③新型コロナウイルス感染症の影響により「令和2年分」の世帯全体の総所得額」が②と同程度に困窮していると認められる方

2. 助成の対象となる施設

- ①保育所 ②認定こども園 ③地域型保育事業所 ④認可外保育施設
⑤幼稚園（市立幼稚園を除く。）

3. 助成の対象となる費用

令和2年度中に保護者が保育所等に支払うべき副食費や教材費等

(例) ①副食費

②保護者が必ず購入することとなっているもの(帽子、体操服等)

③行事参加費(交通費、見学科、体験活動等の材料費等)

④子どもが各自所持する物品で保育所等で必要とされた文具(はさみ等)

※対象となるかわからない場合には、市役所こども未来課までご相談ください。

4. 助成額

限度額 子ども1人当たり年額15,000円まで

5. 申請方法

■提出時に持参するもの

①八代市保育所等教材費等助成金交付申請書 別紙1

②世帯・収入状況等申立書 別紙2

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は、収入額等がわかる書類を添付してください。)

【添付書類】・令和2年分の源泉徴収票や確定申告書(控え) など

③教材費等の領収書 別紙3 (表面2「助成の対象となる施設」が発行したもの)

④印鑑(シャチハタ不可)

⑤通帳又はキャッシュカード

※小中学校の就学援助制度に該当している世帯は、基本対象となりますので本市教育委員会からの決定通知等を添付してください。その場合、収入額等がわかる書類の添付を省略できます。

※提出書類①②は、八代市ホームページからダウンロードできますが、各保育園にも配布していますので保育園にご相談ください。

■提出先・・・八代市役所こども未来課

■提出期限・・・令和3年3月31日(水)まで

■交付方法・・・交付決定後、保護者の口座に支払います。

6. その他

(1) 個別の事情に応じて、別途書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 申請書を受領後、内容を審査します。困窮していると認められない場合は、助成金の交付はできません。不交付決定通知書をお送りします。

【問合せ先】 八代市役所 こども未来課 【電話】 33-8721